

<参考> 意見募集用パンフレット

あなたの声を聴かせてください



都市計画道路網の再編について  
みなさんの意見を募集します

北九州市建築都市局 都市交通政策課

# 意見募集の目的

- 北九州市では、平成14年12月に「都市計画道路網の再編を行うべきである」とした都市計画審議会の答申<sup>※</sup>を受け、平成15年6月に都市計画道路網再編素案検討委員会を設置し、都市計画道路網の見直しを行っています。
- 現在まで、上記検討委員会を2回開催するとともに、市民団体との意見交換及びアンケート調査を行い、①事業の着手区間も含めた既存の道路網では将来的に問題となる箇所<sup>①</sup>の抽出、②未着手路線としてその対策を検討する箇所<sup>②</sup>の抽出、③問題箇所と未着手路線の再編の流れと対応、について整理しました。
- ここで、現在までの市の取組みと検討の内容を公開した上で幅広く市民の方々に意見を求め、都市計画道路網再編素案に反映するため、市民意見の募集を行うものです。

※「北九州市都市計画道路網のあり方について(答申)」の全文は、北九州市のホームページや北九州市交通政策課(市役所13階)・広聴課(市役所1階)及び各区役所まちづくり推進課でご覧いただけます。

## CONTENTS

意見募集の目的	①
都市計画道路とは何か?	②
北九州市の都市計画道路の現状	③
都市計画道路網の再編の必要性	④
道路網再編検討の進め方	⑤
検討対象路線(箇所)の選定	⑥
道路網再編の検討対象路線(箇所)位置図	⑦ ⑧
新たな道路網(再編素案)の考え方<案>	⑨
意見募集の方法	⑩

# 都市計画道路とは何か?

- 都市計画法に基づく手続きによって都市計画決定された道路です。

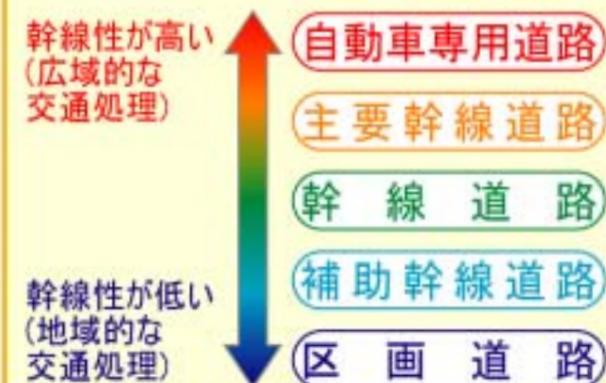
## 都市計画道路の機能

道路は交通を処理するだけでなく、市街地を形成する機能や、收容空間等としての役割もあります。



## 都市計画道路の区分

道路は幹線性によって概ね5つに分類され、その機能に応じて必要な構造で整備されます。



## 都市計画決定の効果と建築制限

道路計画が公表されます

→ 都市計画の内容は市役所等で縦覧が可能です(法20条)

事業を円滑に、かつ低コストで効率的に実施することができます

→ 都市計画道路の計画区域内は建築が制限されます(法53条)

## 都市計画決定の手続き

都市計画決定は、法に定められる手続きによって市民の意見を聞きながら、決定されます。

### 市民の意見を聞く仕組み

- 公聴会で意見を述べることができます(法16条)
- 意見書を提出することができます(法17条)
- 都市計画審議会を傍聴することができます(法19条)

# 北九州市の都市計画道路の現状

## 整備状況

- 本市の都市計画道路は、260路線(延長約710km)が指定されています。
- そのうち、約424km(60%)が計画的に整備がなされ、渋滞解消やプロジェクト支援、沿道改善等の整備効果が得られています。また、約114km(16%)が事業中です。
- 一方、約171km(24%)が未着手区間であり、整備着手時期の目処がたっていない状況です。そのうち、94%が計画後20年以上経過しています。未着手区間は、傾斜市街地と市街化調整区域(山間部等)に多くみられます。



## 道路事業予算と道路事業費

- 本市の道路事業予算額は、近年では社会経済情勢や市の厳しい財政状況を反映して、その規模が縮小しています。
- 現行の予算規模が確保されたとしても、現計画区間をすべて整備するのに約50年を要する計算になります。

$$\begin{aligned} & \text{道路改良費 (平均値) 約250億円/年} \div \text{道路整備単価 (平均値) 約45億円/km} = \text{年間整備量 約6 km} \\ & \text{都市計画道路未改良区間延長 約285km} \div \text{年間整備量 約6 km} = \text{整備期間 約50年} \end{aligned}$$



# 都市計画道路網の再編の必要性

## 都市計画道路の現状(3ページ)

### 都市計画道路をとりまく環境の変化

- 人口減少と少子高齢化
- 産業構造の転換
- 都市構造の転換
- 公共投資余力の低下
- 自然環境や景観の重視
- 地方分権の時代

## 都市計画道路網の6つの課題

### まちづくりの方向性との整合

都市計画マスタープラン(都市計画の基本方針)に示された「街なか重視のまちづくり」を実現するために、市街地部の交通環境を改善する道路の整備やバリアフリーの推進等が課題です。

### 道路網の適正な機能分担

九州の玄関口に位置する本市は通過交通が多く、放射道路に加え、通過交通を効果的に処理する環状道路の整備が必要です。また、産業交通と日常交通を分化する道路網の構築も課題です。

### 公共交通と連携した道路網の構築

本格的な高齢化や環境対策、街なか再生等の視点から公共交通の利用促進が重要であり、鉄道駅との結節強化やバス路線の充実が図られる道路網の構築が課題です。

### 長期未着手区間への対応

都市計画道路は一定の権利制限がかかることから、長期にわたって事業実施の見込みがたたない区間については、その計画廃止を含め、道路整備のあり方を総合的に検討する必要があります。

### 新道路構造令への対応

古い計画の道路においては、現行の道路構造令に適合していない区間があります。道路を新造又は改築する際には現行の道路構造令に適合するよう幅員等を再検討する必要があります。

### 効率的な道路整備の促進

財政制約が大きくなる中で、今後は既存道路ストックの有効活用を十分に検討することや、優先度の高い事業への投資の重点化を図る等、効率的な道路整備を促進することが必要です。

以上より、都市計画道路網の再編検討が必要です

## 道路網再編検討の進め方

●新しい道路網(再編素案)の検討においては、市民と行政の協働体制によって検討を進めます。そのために、市では次の3つに取り組みます。

### ①再編素案検討委員会を設置します

道路網再編の検討段階において様々な立場の意見や提案を取り入れるため、学識経験者や市民代表者等によって構成する検討組織です。  
平成15年6月に設立され、16名の委員により構成されています。

### ②複数の方法により積極的に市民の意見を収集します

ホームページ開設、パブリックコメント募集、アンケート調査、意見交換会、出前講演を実施し、わかりやすく情報を提供した上で、市民の意見を直接的に収集する仕組みを工夫します。

### ③検討段階での情報も市民に分かりやすく公表します

委員会での議事概要や、収集した意見については、ホームページ上等で随時公表し、検討段階での情報も分かりやすく説明します。



### 新たな道路網(再編素案)の策定

#### ●幹線道路網の問題個所の対策検討

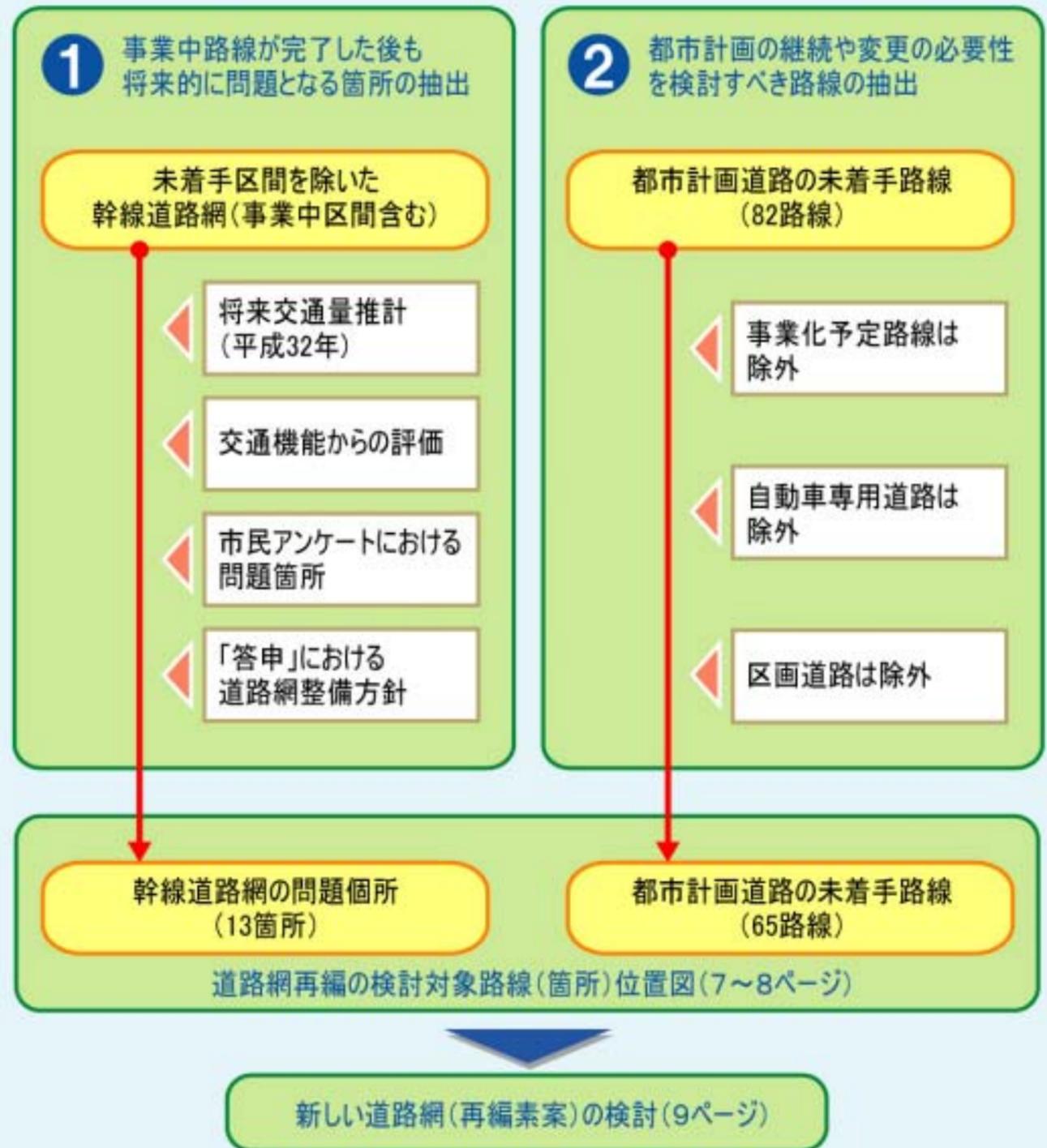
現在事業着手している路線が完了した後も将来的に問題となる箇所を抽出し、解決するための対策(整備の方向性)を検討します。

#### ●都市計画道路の未着手路線の必要性検討

今後も事業着手の見込みがない都市計画道路の未着手路線について、都市計画の継続の必要性や計画変更の必要性について検討します。

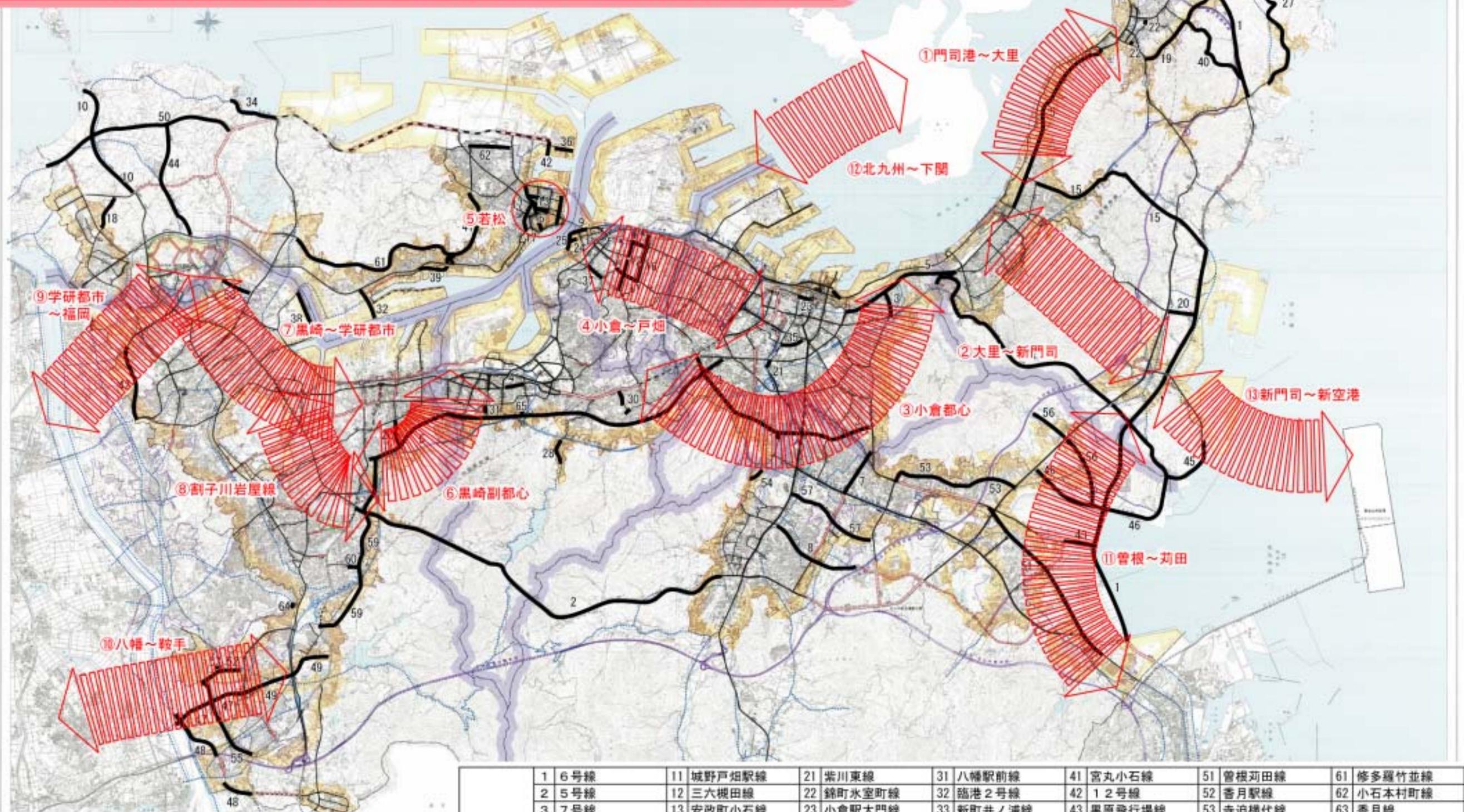
## 検討対象路線(箇所)の選定

●都市計画道路網の再編検討では、「①幹線道路網の問題箇所の対策検討」と「②都市計画道路の未着手路線の必要性検討」の2つについて検討します。以下の考え方に基づき、検討対象道路(箇所)を選定しています。



# 道路網再編の検討対象路線(箇所)位置図

幹線道路網の問題箇所(13箇所) / 都市計画道路の未着手路線(65路線)

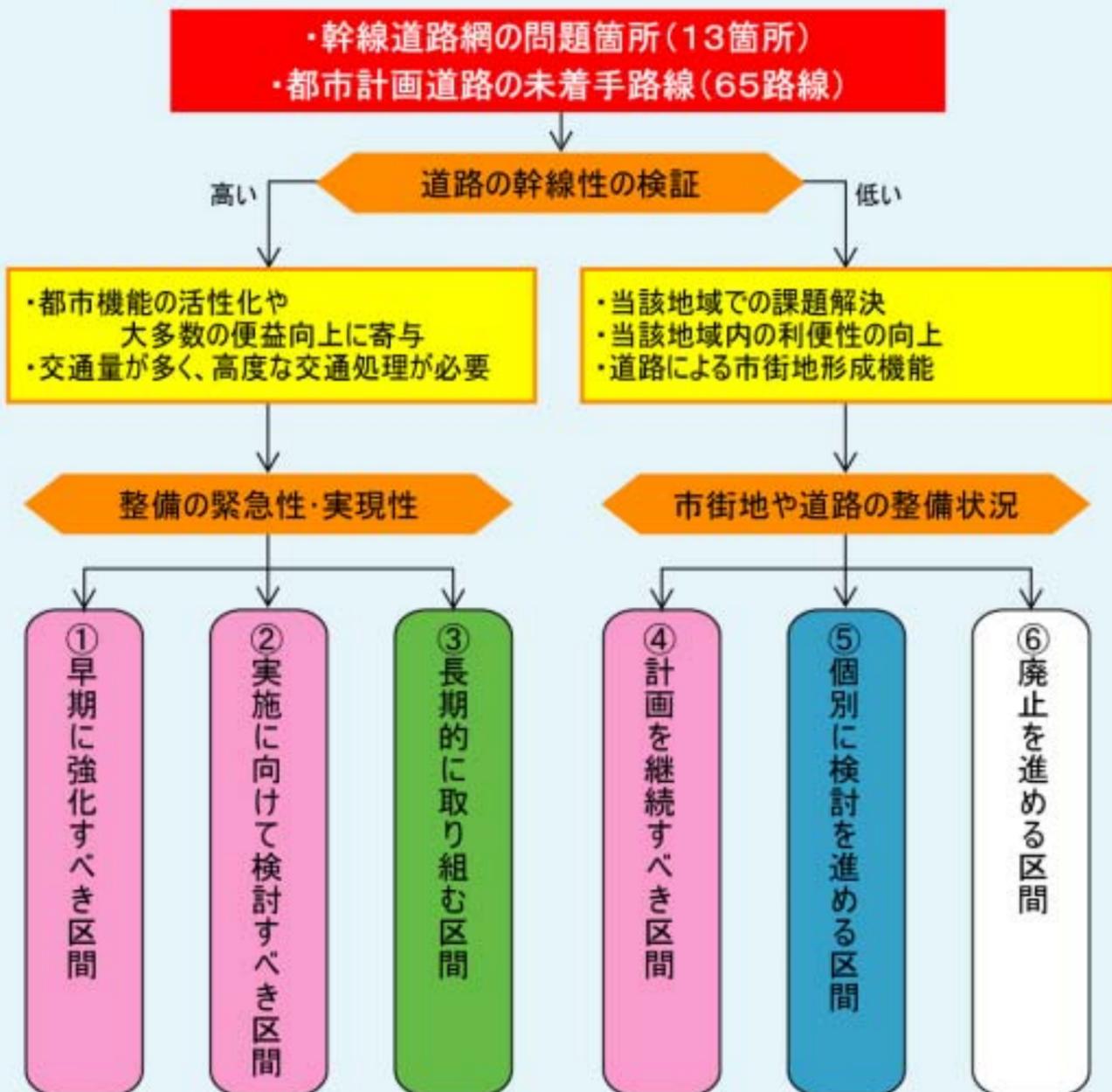


 幹線道路網の問題箇所(13箇所)  
 都市計画道路の未着手路線(65路線)

1	6号線	11	城野戸畑駅線	21	紫川東線	31	八幡駅前線	41	宮丸小石線	51	曾根河田線	61	修多羅竹並線
2	5号線	12	三六槻田線	22	錦町水室町線	32	臨港2号線	42	12号線	52	香月駅線	62	小石本村町線
3	7号線	13	安政町小石線	23	小倉駅大門線	33	新町井ノ浦線	43	黒原飛行場線	53	寺迫横代線	63	香月線
4	中央町西前田線	14	大門三六線	24	中町海岸通り線	34	二島島田線	44	弘川有毛線	54	蒲生線	64	船越線
5	4号線	15	大里伊川線	25	築地元海岸通り線	35	三萩野田町線	45	吉志井ノ浦線	55	野面香月駅線	65	春の町線
6	本町桜町線	16	中原天願寺線	26	田町鳴水線	36	安瀬線	46	沼井ノ浦線	56	植松吉田線		
7	湯川東谷線	17	若松駅前北湊線	27	白野江線	37	沖台通り線	47	香月直方線	57	北方石田線		
8	南方朽網線	18	乙丸折尾線	28	河内線	38	渡場二島線	48	野面木屋瀬線	58	本城塩屋線		
9	日明渡船場線	19	錦町田野浦線	29	和布刈線	39	臨港1号線	49	石坂行正線	59	京良城小嶺線		
10	割子川岩屋線	20	大里恒見線	30	東鉄町小山田線	40	清見大積線	50	安屋椎牟田線	60	上津役通り線		

## 新たな道路網(再編素案)の考え方<案>

- 新たな道路網(再編素案)では、道路の幹線性によって検討区間を分類し、幹線性が高い路線と低い路線に分けて、その対応を明確に分類します。幹線性が高い場合は、都市計画道路として整備を進めることを基本とします。幹線性が低い場合は、地域の実状に応じて都市計画道路以外の整備手法も適用していきます。



- ①②④=都市計画道路決定する区間(新設・変更・変更なし)
- ③=将来的な動向を見極める必要があり、単に構想として位置づける区間
- ⑤=地域の状況を踏まえ、路線の有り方や整備手法を検討する区間(都市計画決定の継続・変更廃止もあり得る)
- ⑥=都市計画の廃止を行う区間

## 意見募集の方法

### 募集意見の内容

- ①市が再編の検討対象として抽出した「幹線道路網の問題箇所」や「都市計画道路の未着手路線」についての意見
- ②市が提案する「新たな道路網(再編素案)の考え方(6分類)」についての意見
- ③その他、都市計画道路網の見直しについての自由意見

### 応募方法

- 氏名、年齢、性別、連絡先を明記の上、下記宛先まで郵便、FAXまたは電子メールにて文書でお送り下さい(電話での受付はいたしません)。文書の様式は特に指定いたしません。折り込みの応募用紙やホームページ掲載の様式をご利用下さい。

(ホームページアドレス)→市役所のホームページからアクセスできます

<http://www.city.kitakyushu.jp/~k3502020/tokeidousaihen/index.htm>

- 上記のホームページでは、都市計画審議会の答申や、検討委員会での議事要旨及び資料を公開していますので、ぜひアクセスして下さい。

### お問合せ先及び送付先

北九州市建築都市局都市交通政策課「都計道再編」係  
〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1(市役所13階)  
TEL 582-2518 FAX 582-2503  
E-mail: toshi-koutsuu@mail2.city.kitakyushu.jp

### 応募締切

平成16年4月27日(火)  
まで(当日消印有効)

### ご意見の取扱い

- ご意見・ご提案は、今後の都市計画道路網再編素案の策定に当たって参考にさせていただくとともに、ホームページなどで(個人情報を除き)公表することがあります。なお、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。



# 応募用紙

## <意見募集の内容>

- ①市が再編の検討対象として抽出した「幹線道路網の問題箇所」や「都市計画道路の未着手路線」についての意見
- ②市が提案する「新たな道路網(再編素案)の考え方(6分類)」についての意見
- ③その他、都市計画道路網の見直しについての自由意見

(ご意見・ご感想をご記入ください)

(記入欄が足りない場合は裏面や別紙をご利用ください)

氏名	住所 (〒            -            )            区	
性別	年齢	電話番号

1. 募集期間 平成16年4月27日まで

2. 提出先 北九州市建築都市局都市交通政策課「都計道再編」係

- ①FAX            093-582-2503
- ②郵送            〒803-8501 小倉北区城内1-1
- ③E-mail        toshi-koutsuu@mail2.city.kitakyushu.jp
- ④ホームページ <http://www.city.kitakyushu.jp/~k3502020/tokeidousaihen/index.htm>

3. ご意見の取り扱い

ご意見・ご提案は、今後の都市計画道路網再編素案の策定にあたって参考にさせていただくとともに、ホームページなどで(個人情報を除き)公表することがあります。なお、個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。